

全国家庭福祉施策担当係長会議 [指導係説明資料]

【目 次】

(1) 里親委託等の推進について	1
① 里親支援機関事業の実施について	
② 養子縁組あっせん事業への対応	
(2) 施設退所後の支援について	1
① 施設退所児童等アフターケア事業の創設について	
② 身元保証人確保対策事業の活用	
(3) ひきこもり等児童福祉対策事業について	2
(4) 被措置児童等虐待の調査について	2
(5) 第三者評価事業（自立援助ホーム・ファミリーホーム）について	3
(6) 児童自立支援施設における学校教育の実施等について	3
(7) 情緒障害児短期治療施設の設置促進について	4

【参考資料】

(資料1)	都道府県別の里親委託率	7
(資料2)	都道府県別の里親支援機関の実施状況	8
(資料3)	里親支援機関事業の概要	9
(資料4)	平成20年度 養子縁組あっせんの状況について	10
(資料5)	「養子縁組あっせん事業を行う者が養子の養育を希望する者から受け取る金品に係る指導等について」(通知)	11
(資料6)	「児童家庭支援センター等の設置運営について」新旧対照表(案)	15
(資料7)	身元保証人確保対策事業の実施について	19
(資料8)	「ひきこもり等児童福祉対策等事業実施要綱」新旧対照表(案)	20
(資料9)	被措置児童等虐待の児童福祉法に基づく対応状況等に関する調査票(案)等	26
(資料10)	児童自立支援施設における分教室等の設置状況(都道府県別)	39
(資料11)	平成22年度国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所研修日程(案)	40
(資料12)	情緒障害児短期治療施設の設置状況(都道府県市別)	41
(資料13)	指導係関連調査スケジュールについて	42

平成22年3月17日(水)
厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課

(1) 里親委託等の推進について

① 里親支援機関事業の実施について

虐待を受けた子ども等、家庭での養育に欠ける子どもに対しては、可能な限り家庭的な環境の下で愛着関係を形成しつつ養育を行うことが重要である。里親制度は、そのような観点から、社会的養護の諸施策の中でも極めて重要なものの一つであり、その拡充を図る必要がある。

このため、昨年4月に改正された児童福祉法等においては、社会的養護の担い手としての「養育里親」を養子縁組を前提とした里親と区別するとともに、養育里親に研修を義務付ける等、里親制度を推進する取組を進めているところ。

また、同法改正で「小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）」が、里親委託、施設入所に加わる新たな社会的養護の受け皿として位置づけられ、普及が期待されているところである。

さらに、里親に対する相談支援等の業務を施設やNPO等に委託して総合的に行う「里親支援機関事業」については、平成22年度予算案において、さらに推進することとしている。（資料2、3）

各自治体においては、里親会等に同事業の一部を委託する等の工夫をこらし、積極的かつ効果的な実施を図っていただきたい。

② 養子縁組あっせん事業の実施状況について

毎年ご協力いただいている養子縁組あっせん事業の実施状況について、その全国集計結果をお示ししますので参考にしてください。（資料4）

なお、平成18年8月28日雇児福発第0828001号「養子縁組あっせん事業を行う者が養子の養育を希望する者から受け取る金品に係る指導等について」（資料5）第2の4（1）により、養子希望者と養子縁組あっせん事業者間における養子縁組に必要な全ての手続きを終える前に寄付金の授受や支払の約束を行わないように指導することとされていますが、平成20年度において、あっせん開始前に寄付金を受領したケースが見受けられました。

都道府県市におかれましては、上記通知の趣旨を理解の上、ご指導下さるようお願いいたします。

(2) 施設退所後の支援について

① 施設退所児童等アフターケア事業について

社会的養護の下で育った子どもは、施設等を退所し自立するに当たって、保護者等から支援を受けられない場合が多く、自立した後も引き続き子どもを受け止め、支えとなるような支援の充実を図ることが必要で

ある。

このため、改正後の児童福祉法等においては、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）について、都道府県にその実施を義務付け、費用を負担金で支弁することとしているところである。

また、平成20年度からモデル事業として実施していた「地域生活・自立支援事業」は、平成22年度予算案において「退所児童等アフターケア事業」として組み換え、一般事業として実施することとしたところである。（資料6）

本事業は、施設等を退所した子ども達が、生活や就業に関して気軽にスタッフに相談できる体制を整備するとともに、自助グループにおいて相互の意見交換等を行うことができるような場を提供するなど、施設退所者等の地域生活を支援することを目的としている。平成22年度以降、新たに実施を希望する自治体があれば当職まで協議いただきたい。

② 身元保証人確保対策事業について

施設等を退所する子ども等が、親がいない等の事情により身元保証人を得られず、就職やアパート等の賃借に影響を及ぼすことがないように支援することが必要であり、平成19年度から、子ども等が就職やアパート等を賃借する際に、施設長等が身元保証人となる場合の補助を行う「身元保証人確保対策事業」を実施しているところである。（資料7）

各自治体におかれては、引き続き自立援助ホームの設置促進をはじめとして、施設等を退所した子どもに対する自立支援施策に積極的に取り組んでいただきたい。

(3) ひきこもり等児童福祉対策事業について

ひきこもり等児童福祉対策事業については、平成22年度予算においてその積算を見直し、「ひきこもり等保護者交流事業」を「ふれあい心の友訪問援助事業」に統合し、「ふれあい心の友訪問援助・保護者交流事業」に組み入れたところである。

ひきこもりの子どもを持つ保護者等の支援についても、引き続きご尽力願いたい。（資料8）

(4) 被措置児童等虐待の調査について

改正児童福祉法により、被措置児童等虐待の防止に関する事項を盛り込み、被措置児童等の権利擁護を図るため、適切な対応のための仕組みを整備することとしたところである。

本年度、「被措置児童等虐待ガイドライン」について通知し、都道府県においては、都道府県の関係部局（社会的養護施設を所管する部局、

障害児の施設を所管している部局など)の連携体制や通告等があった場合の具体的対応等の体制をあらかじめ定めること、都道府県児童福祉審議会の体制を整備することに加え、関係施設の協議会等との連携・協力を強化し、また、被措置児童等への周知や子どもの権利についての学習機会の確保を図ることをお願いした。

その上で、子どもの福祉を守るという観点から、被措置児童等の権利が侵害されている場合や生命や健康、生活が損なわれるような事態が予測される場合等には、被措置児童等を保護し、適切な養育環境の確保をお願いする。また、不適切な事業運営や施設運営が行われている場合には、事業者や施設を監督する立場から、児童福祉法に基づき適切な対応をお願いする。

また、「被措置児童等虐待の児童福祉法に基づく対応状況等に関する調査(案)」(資料9)について通知を予定しており、21年度の被措置児童等虐待の対応状況については22年度に報告を求めることとしているので留意されたい。

(5) 第三者評価事業(自立援助ホーム・ファミリーホーム)について

第三者評価事業については、かねてより事業の普及にご尽力いただいているところであるが、この度、「自立援助ホーム(児童自立生活援助事業)版『福祉サービス内容評価基準ガイドライン』」、「ファミリーホーム(小規模住居型児童養育事業)版『福祉サービス内容評価基準ガイドライン』」について策定され、近日中に通知することとなったので、活用していただきたい。

(6) 児童自立支援施設における学校教育の実施等について

児童自立支援施設における学校教育については、平成9年に児童福祉法が改正され児童自立支援施設の施設長に入所児童を就学させる義務が課せられたが、平成21年度現在の実施状況は、40施設にとどまっており、児童の権利擁護の観点からも早期実施に向けた取組を促進することが必要である。(資料13)

今後、児童自立支援施設に入所する子どもが学校教育を受けられるよう、文部科学省とも連携を図ることとしているが、未実施の自治体におかれては、主管課と教育委員会、施設が密接に連携を取りながら、法の趣旨に沿い、早期に導入できるよう一層のご尽力をお願いしたい。

また、国立児童自立支援施設においては、職員の専門性を高め、資質の向上を図るため、児童自立支援施設職員等に対する各種の研修を実施することとしているので、管内の施設に対して積極的に研修に参加するよう、指導をお願いするとともに、児童相談所一時保護所職員研修や里

親対応関係機関職員研修など、児童相談所の職員に対する研修も国立武蔵野学院において実施していることから、これらについても積極的な活用をお願いしたい。(資料14)

(7) 情緒障害児短期治療施設の設置促進について

情緒障害児短期治療施設は、専門的な心理的治療を実施できる施設として、ますますその役割は重要となっている。「子ども・子育てビジョン」においても、平成26年度までに全都道府県への設置を目指すとの目標を設定しているところであるが、現在全国に32か所(28道府県市)と設置が進んでいない状況であるので、未だ設置されていない都道府県におかれては、施設の設置に向けて積極的な取組をお願いしたい。

(資料15)

【 参 考 资 料 】

(資料1) 都道府県市別の里親委託率

		里親委託 児童数(人)	乳児院入所 児童数(人)	児童養護施設 入所児童数(人)	小計	里親委託率(%)
		①	②	③	④(①+②+③)	⑤(①/④)
1	北海道	276	29	1020	1,325	20.8%
2	青森県	51	32	351	434	11.8%
3	岩手県	46	24	307	377	12.2%
4	宮城県	37	26	193	256	14.5%
5	秋田県	28	24	219	271	10.3%
6	山形県	17	101	218	336	5.1%
7	福島県	50	15	397	462	10.8%
8	茨城県	100	64	674	838	11.9%
9	栃木県	88	73	422	583	15.1%
10	群馬県	65	36	382	483	13.5%
11	埼玉県	124	138	1165	1,427	8.7%
12	千葉県	162	41	729	932	17.4%
13	東京都	405	415	3466	4,286	9.4%
14	神奈川県	89	71	634	794	11.2%
15	新潟県	72	18	104	194	37.1%
16	富山県	16	19	170	205	7.8%
17	石川県	10	18	184	212	4.7%
18	福井県	9	16	179	204	4.4%
19	山梨県	75	25	225	325	23.1%
20	長野県	48	55	629	732	6.6%
21	岐阜県	42	34	526	602	7.0%
22	静岡県	89	41	401	531	16.8%
23	愛知県	133	97	946	1,176	11.3%
24	三重県	75	28	365	468	16.0%
25	滋賀県	81	36	167	284	28.5%
26	京都府	16	39	246	301	5.3%
27	大阪府	59	108	1345	1,512	3.9%
28	兵庫県	78	85	932	1,095	7.1%
29	奈良県	32	49	342	423	7.6%
30	和歌山県	30	29	313	372	8.1%
31	鳥取県	40	35	205	280	14.3%
32	島根県	31	21	147	199	15.6%
33	岡山県	32	36	537	605	5.3%
34	広島県	32	25	392	449	7.1%
35	山口県	43	29	454	526	8.2%
36	徳島県	26	25	272	323	8.0%
37	香川県	25	24	135	184	13.6%
38	愛媛県	19	44	480	543	3.5%
39	高知県	13	27	371	411	3.2%
40	福岡県	75	71	656	802	9.4%
41	佐賀県	15	18	236	269	5.6%
42	長崎県	23	32	529	584	3.9%
43	熊本県	52	62	763	877	5.9%
44	大分県	69	17	376	462	14.9%
45	宮崎県	56	30	429	515	10.9%
46	鹿児島県	30	44	701	775	3.9%
47	沖縄県	121	19	388	528	22.9%
48	札幌市	96	17	536	649	14.8%
49	仙台市	26	27	145	198	13.1%
50	さいたま市	20	37	266	323	6.2%
51	千葉市	26	19	137	182	14.3%
52	横浜市	94	66	487	647	14.5%
53	川崎市	85	28	242	355	23.9%
54	新潟市	29	10	67	106	27.4%
55	静岡市	38	8	91	137	27.7%
56	浜松市	16	14	105	135	11.9%
57	名古屋市	30	73	584	687	4.4%
58	京都市	23	18	389	430	5.3%
59	大阪市	101	163	1006	1,270	8.0%
60	堺市	13	21	286	320	4.1%
61	神戸市	23	51	441	515	4.5%
62	広島市	16	17	314	347	4.6%
63	北九州市	38	29	460	527	7.2%
64	福岡市	75	32	302	409	18.3%
65	横須賀市	11	6	124	141	7.8%
66	金沢市	5	14	147	166	3.0%
	全 国	3,870	2,995	30,451	37,316	10.4%

資料: 福祉行政報告例[平成21年3月31日現在]

	都道府県市名	里親制度普及促進事業	里親委託推進・支援等事業
1	北海道	○	
2	青森県	○	1
3	岩手県		
4	宮城県	○	
5	秋田県		
6	山形県	○	1
7	福島県	○	4
8	茨城県	○	1
9	栃木県	○	3
10	群馬県		
11	埼玉県	○	
12	千葉県		
13	東京都	○	1
14	神奈川県		
15	新潟県	○	
16	富山県	○	1
17	石川県	○	
18	福井県	○	
19	山梨県	○	1
20	長野県	○	
21	岐阜県	○	
22	静岡県		
23	愛知県	○	2
24	三重県	○	1
25	滋賀県	○	1
26	京都府		
27	大阪府	○	2
28	兵庫県	○	
29	奈良県	○	1
30	和歌山県	○	1
31	鳥取県		
32	島根県	○	
33	岡山県	○	1
34	広島県	○	3
35	山口県	○	1
36	徳島県		
37	香川県	○	1
38	愛媛県	○	
39	高知県		
40	福岡県	○	
41	佐賀県		
42	長崎県		
43	熊本県	○	1
44	大分県	○	2
45	宮崎県		
46	鹿児島県		
47	沖縄県	○	2
48	札幌市		
49	仙台市	○	
50	さいたま市		
51	千葉市		
52	横浜市	○	
53	川崎市	○	1
54	新潟市		
55	静岡市		
56	浜松市		
57	名古屋		
58	京都市		
59	大阪市		
60	堺市		1
61	神戸市	○	1
62	岡山市	○	1
63	広島市	○	1
64	北九州	○	1
65	福岡市	○	1
66	横須賀市		1
67	金沢市		
	合計	41	40

資料: 家庭福祉課調べ(H22.2.1)

(資料3)

里親支援機関事業の概要

1. 事業の目的・内容

(1) 目的

保護を要する子どもに対しては、より家庭的な環境で愛着関係の形成を図ることができ、里親制度の普及・促進が重要であるが、里親委託について諸外国と比較すると、日本はまだまだ普及が進んでいないのが現状である。このような現状を踏まえ、里親委託を推進するため、里親制度を積極的にPRするとともに、里親を育て、支えていく体制の整備を図ることを目的とする。

(2) 内容

里親への委託を積極的に推進するために、

- ① 里親制度の広報啓発等、新規里親を増やすためのPRを積極的に行う
- ② 里親登録前研修の実施、研修体制の充実を図る
- ③ 子どもに最も適合する里親を選定するための調整等を行う
- ④ 委託里親への定期的な訪問援助・相談・指導等の支援を行う

等の業務を乳児院、児童養護施設等の施設やNPO法人等へ委託することを可能にし、総合的に実施する。

[①②については都道府県・指定都市・児童相談所設置市単位で実施。③④については児童相談所単位で実施。]

※3年間(平成22年度まで)経過後、既存事業の里親支援事業(里親研修事業・里親養育相談事業・里親養育援助事業、里親養育相互援助事業)及び里親委託推進事業は廃止とする。

2. 実施主体 都道府県・指定都市・児童相談所設置市(社会福祉法人、NPO等への委託も可能)
3. 補助根拠 予算補助
4. 補助先・補助率 1/2(国1/2 都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/2)
5. 実施自治体数 34か所(平成21年10月家庭福祉課調べ)

(資料4)

養子縁組あっせん事業の実施状況について

家庭福祉課調べ

1 養子あっせん事業の実施状況

20年度養子あっせん事業者として都道府県に届け出されている事業者は13業者。
そのうち、海外への養子あっせんをしている事業者は、平成15年度は3事業者、平成16年度は4事業者、平成17年度は2事業者、18年度は3事業者、19年度は4事業者、20年度は2事業者

2 相談・あっせんの状況

(1)相談の状況

年度	養親になることを希望する者からの相談			養子に出すことを希望する者からの相談		
	希望者が国内居住	希望者が国外居住	計	希望者が国内居住	希望者が国外居住	計
16年度	963件	131件	1,094件	472件	105件	577件
17年度	753件	171件	924件	262件	203件	465件
18年度	743件	153件	896件	201件	163件	364件
19年度	749件	150件	899件	340件	77件	417件
20年度	734件	115件	849件	231件	142件	373件

(2)あっせんの状況

年度	普通養子縁組			特別養子縁組		
	養親が国内居住	養親が国外居住	計	養親が国内居住	養親が国外居住	計
16年度	62件	3件	65件	73件	23件	96件
17年度	29件	0件	29件	54件	16件	70件
18年度	38件	0件	38件	86件	22件	108件
19年度	30件	9件	39件	86件	12件	98件
20年度	21件	1件	22件	58件	4件	62件

(注意)「特別養子縁組」とは、実方の血族との親族関係が終了する縁組であり、原則として6歳に達している者は養子になることはできない。

(参考) 国内にいる子どもを国外の養親へあっせんした状況

平成16年度 (2004年度)	平成17年度 (2005年度)	平成18年度 (2006年度)	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)
26件	16件	22件	21件	5件

(資料5)

雇児福発第0828001号

平成18年8月28日

各 都道府県 民生主管部(局)長 殿
指定都市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

家庭福祉課長

養子縁組あっせん事業を行う者が養子の養育を希望する者
から受け取る金品に係る指導等について

養子縁組あっせん事業の指導については、従来より、昭和62年10月31日児発第902号児童家庭局長通知「養子縁組あっせん事業の指導について」(以下「局長通知」という。)により実施しているところであるが、今般、養子縁組あっせん事業の届け出についての留意事項及び養子縁組あっせん事業を行う者が養子の養育を希望する者(以下「養子希望者」という。)から受け取る金品に関して、児童福祉法(昭和22年法律第164号)で禁止される営利を目的とした養子縁組あっせんに該当するか否かを判断する際の留意事項を下記のとおり示すこととした。同事業を行う者に対して指導を行う場合には、下記の事項に留意し、同事業の適正かつ円滑な運営が図られるよう特段のご配慮を願いたい。

なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第1 養子縁組あっせん事業の届出について

局長通知においてすでに通知しているとおり、養子縁組あっせん事業は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第3項第2号に規定する「児童の福祉の増進について相談に応ずる事業」に該当するものであるため、当該事業を行う者については、同法第69条第1項に定める届け出を行うよう、指導を行うこと。

第2 養子希望者からの金品の授受について

1 営利を目的とした養子縁組あっせん事業の禁止について

営利を目的として養子縁組のあっせんを行う行為は、児童福祉法第34条第1項第8号の規定により禁止されるものであること。

営利を目的としているかどうかについては、それぞれの事案ごとに養子縁組あっせん事業を行う者が養子希望者から受け取った金品の額や支払われた状況、趣旨等を踏まえて個別的に判断する必要があるが、判断の際には以下の事項を勘案すること。

- (1) 局長通知の第3(1)にあるように、養子縁組あっせんに際し、養子縁組あっせん事業を行う者が養子希望者より受け取ることができるのは「交通、通信等に要する実費又はそれ以下の額」に限られ、それ以外の金品はいかなる名称であっても受け取ることができないものであること。
- (2) 「交通、通信等に要する実費」の範囲はそれぞれの事案ごとに個別的に判断されるものであるが、例えば、交通及び通信に要した費用、養親の研修、面接、家庭訪問、カウンセリング等に要した費用等、養子縁組あっせんに着手してから縁組み成立までの活動に要した費用、実母が出産するのに要した費用、子どもの引き取りまでの養育費等や、また国際養子縁組あっせんの場合はあっせんに必要な文書の翻訳料及びビザ申請書類作成費等が考えられること。

2 養子希望者に金品を請求する際の留意事項について

養子希望者に金品を請求する場合には、かかった費用ごとにその明細を示すこと。なお交通、通信等に要する実費以下の額であれば、含まれる経費の内容を示した上で定額で請求を行うことも便宜上認められること。なお、経費について養子希望者から説明を求められた場合には、真摯に説明を行うべきであること。

3 実費の範囲を超えた金品の請求を行った者に対する指導について

- (1) 第2 1 (2)に示した実費の範囲を超えて金品を請求する場合は、児童福祉法第34条第1項第8号の「営利を目的として、児童の養育をあっせんする行為」にあたる可能性があり、罰則(3年以下の懲役又は100万円以下の罰金)の対象となるものであること。
- (2) また、当該請求が「営利を目的として、児童の養育をあっせんする行為」にあたる場合は、その事業に関し不当に営利を図ったものとして、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第69条第1項の届出をした者については同法第72条第1項により、届出をしていない者については同条第3項により、社会福祉事業を営営することを制限し、又はその停止を命ずることができること。

4 寄附金及び会費の取り扱いについて

- (1) 養子希望者から寄附金(支援金、謝礼金等他の名目のものを含む。)を受け取る場合は、任意のものに限ることとし、寄附金の支払いや支払いの約束を養子縁組あっせんの条件にすることのないよう指導すること。

また、養子縁組の手続きに必要な書類の交付、子どもの引き渡しその他養子希望者と養子縁組あっせん事業者間における養子縁組に必要なすべての手続きを終える前に寄附金の授受や支払いの約束を行うことは、当該寄附金の支払いや支払いの約束の任意性が確保されない恐れがあるため、行わないよう指導すること。

- (2) 寄附金の授受等を条件として養子縁組のあっせんを行う等の行為は、児童福祉法第34条第1項第8号の「営利を目的として、児童の

養育をあっせんする行為」にあたる可能性があること。また、「営利を目的として、児童の養育をあっせんする行為」にあたる場合は、その事業に関し不当に営利を図ったものとして、3(2)と同様に社会福祉事業を営営することを制限し、又はその停止を命ずることができること。

- (3) 養子希望者が養子縁組あっせん事業者に会費(入会金等他の名目のものも含む。)を支払っている場合には、養子縁組あっせんが営利を目的としているかどうかの判断は、当該会費の額も勘案して行うこと。

第3 実親からの金品の授受について

実親に対し、実費、寄附金、会費等の名目により、金品を請求する場合には、養子希望者から受け取る金品の範囲や留意事項等と同様の取扱であるので留意すること。

(資料6)

児童家庭支援センターの設置運営等についての一部改正新旧表(案)

新	旧
<p>平成10年5月18日 児発第397号</p> <p>【一部改正】平成18年4月 3日雇児発第0403013号 【一部改正】平成21年3月31日雇児発第0331012号 【一部改正】平成22年〇月 〇日雇児発第 〇 号</p>	<p>平成10年5月18日 児発第397号</p> <p>【一部改正】平成18年4月 3日雇児発第0403013号 【一部改正】平成21年3月31日雇児発第0331012号</p>
<p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 児童相談所設置都市市長</p> <p>厚生省児童家庭局長</p> <p>児童家庭支援センターの設置運営等について</p>	<p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿</p> <p>厚生省児童家庭局長</p> <p>児童家庭支援センターの設置運営について</p>
<p>児童福祉の向上については、かねてから特段のご配慮を煩わしているところであるが、児童福祉法等の一部を改正する法律(平成9年法律第74号)により、新たに児童家庭支援センターが創設されることとなった。当該施設における設備及び運営に関する基準は、児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)によるほか、別紙1のとおり「児童家庭支援センター設置運営要綱」を定めたので、その適正かつ円滑な運営を図られたく通知する。</p> <p><u>また、児童に関する家庭その他からの相談のうち、特に施設を退所した者等について、生活、就業に関して相談できる体制を整備するとともに、退所者等の自助グループにおいて意見交換や情報交換を行う場の提供等を行う事業について、別紙2のとおり「退所児童等アフターケア事業実施要綱」を定め、平成22年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ、円滑な実施を期せられたく通知する。</u></p> <p><u>なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</u></p> <p><u>おって平成20年4月1日雇児発第0401010号「地域生活・自立支援事業(モデル事業)の実施について」は平成22年3月31日限りで廃止する。</u></p>	<p>児童福祉の向上については、かねてから特段のご配慮を煩わしているところであるが、児童福祉法等の一部を改正する法律(平成9年法律第74号)により、新たに児童家庭支援センターが創設されることとなった。当該施設における設備及び運営に関する基準は、児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)によるほか、別紙のとおり「児童家庭支援センター設置運営要綱」を定めたので、その適正かつ円滑な運営を図られたく通知する。</p>

新	旧
<p>(別紙1)</p> <p>児童家庭支援センター設置運営要綱</p> <p>1～9 (略)</p>	<p>(別紙)</p> <p>児童家庭支援センター設置運営要綱</p> <p>1～9 (略)</p>
<p>(別紙2)</p> <p>退所児童等アフターケア事業実施要綱</p> <p>1 目的</p> <p>児童養護施設退所者等は、地域社会において自立生活を送る際には様々な生活・就業上の問題を抱えながら、自らの努力で生活基盤を築いていかなければならない。このため、これらの子ども(18歳以上の者を含む。以下同じ)に対し生活や就業に関する相談に応じるとともに、子どもが相互に意見交換や情報交換等を行えるよう自助グループ活動を支援するなど、地域社会における社会的自立の促進を図ることを目的とする。</p> <p>2 実施主体等</p> <p>この事業の実施主体は、都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。)とする。なお、都道府県は4に掲げる事業内容を適切に実施することができる者と認められた者に委託して実施できることとする。</p> <p>3 対象となる子ども</p> <p>(1) 里親に委託する措置又は児童福祉施設に入所させる措置を解除し自立生活する子ども。</p> <p>(2) 都道府県知事が前号に規定する子どもと同等であると認められたもの。</p> <p>4 事業内容</p> <p>この事業は、次のことを行うものとする。</p> <p>(1) 退所を控えた子どもに対する支援</p> <p>① 地域生活を始める上で必要な知識、社会常識等を学ばせるためのテキストを作成し、講習会・職場体験実習・職場訪問見学等、生活技能等を修得するための支援を行うこと。</p> <p>② 退所を控えた子どもが抱える自立生活への不安や悩み等の相談に応じること。</p> <p>③ 高校を中退・退学した子ども等の進路や求職活動等に関する問題について相談に応じ、必要に応じて専門機関の活用や面接の付き添いを行う等の支援を行うこと。</p> <p>④ 子どもの入所施設等と連携の下、子どもとの関係性を深めるとともに、子ども同士の交流等を図る活動を行うこと。</p>	

新

旧

⑤ その他、地域生活を始める上で必要な支援を行うこと。

(2) 退所後の支援

① 住居、家庭、交友関係、将来への不安等に関する生活上の問題について相談に応じ、必要に応じて他機関と連携する等の必要な支援を行うこと。

② 職場の対人関係、離職・転職等に関する就業上の問題や、進路、求職活動等に関する求職上の問題、就学と生活の両立に関する問題等について相談に応じ、必要に応じてハローワーク等専門機関の活用、職場との連携、面接の付き添いを行う等の支援を行うこと。

③ 子どもが気軽に集まる場を提供し、意見交換や情報交換、情報発信等自助グループ活動の育成支援を行うこと。

④ その他、地域社会において自立生活する上で必要な支援を行うこと。

5 職員の配置等

(1) 相談支援担当職員を配置すること。

(2) 相談支援担当職員は、子どもの自立支援に熱意を有し、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てること。

① 児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第43条に定める児童指導員の資格を有する者

② 児童福祉事業及び社会福祉事業に2年以上従事した者

③ 子どもの自立支援に対する理解があり、都道府県知事が適当と認めた者

6 設備

本事業に実施にあたっては、次の設備を設けるものとする。

(1) 相談室

(2) 子どもが集まることができる設備

(3) その他事業を実施するために必要な設備

7 事業の実施にあたっての留意事項

(1) 子どもとの信頼関係の構築に努めること。

(2) 子どもの入所施設等との連携を密にするとともに、必要に応じて他の関係機関とも連携し効果的に支援ができるよう努めること。

(3) 子ども及び保護者の意向に配慮すること。

(4) 事業を実施するにあたっては、子どもが利用しやすい時間帯や曜日等に配慮すること。

(5) 地域の子どもに対し、支援内容や所在地が明確に把握されるように広報活動を積極的に行うこと。

(6) 子ども個人の身上に関する秘密が守られるよう十分配慮すること。

8 経費の補助

国は、予算の範囲内において都道府県が事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。

新	旧
<p>9 <u>実施状況報告の提出</u> <u>都道府県は、本事業の毎年度の実施状況等について、別紙様式により翌年度4月末日までに、厚生労働省あてに提出すること。</u></p>	

身元保証人確保対策事業の概要

1. 事業の目的・内容

(1) 目的

施設等を退所する子どもや女性の自立支援の一環として、親がいない等により身元保証人を得られず、就職やアパート等の賃借が困難となるような子ども等について支援を行う。

(2) 内容

児童養護施設等を退所する子どもや女性が就職したり、アパート等を賃借する際に、施設長等が身元保証人となる場合の損害保険契約を、全国社会福祉協議会が契約者として締結する。その保険料に対して補助を行う。

(対象施設等) 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、里親、児童相談所一時保護所、自立援助ホーム、母子生活支援施設、婦人保護施設、婦人相談所一時保護所

(保証限度額) 就職時の身元保証 200万円
賃貸住宅等の賃借時の連帯保証 120万円

2. 補助根拠 予算補助

3. 実施主体 都道府県、市、及び福祉事務所設置町村

4. 補助率

1/2 (負担割合: 国 1/2 都道府県・指定都市、中核市、児童相談所設置市 1/2)

2/3 (負担割合: 国 1/2 都道府県 1/4 市町村 1/4)

(資料8)

ひきこもり等児童福祉対策事業についての一部改正新旧表(案)

新	旧
<p style="text-align: right;">雇児発第0328006号 平成17年3月28日</p> <p style="text-align: right;">[一部改正]平成18年4月3日雇児発第0403002号 [一部改正]平成22年〇月〇日雇児発第 〇 号</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長 殿 <u>児童相談所設置市長</u></p> <p style="text-align: center;">厚生省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">ひきこもり等児童福祉対策事業の実施について</p> <p>子どもの福祉の向上については、かねてから特段の御配意を煩わしているところであるが、近年、子どもや家庭を取り巻く環境の変化により、ひきこもり・不登校(以下「ひきこもり等」という。)など、子どもの問題が複雑、深刻化していることにかんがみ、今般「ひきこもり等児童福祉対策事業実施要綱」を別紙のとおり定め、平成17年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。 なお、この通知は、<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</u></p>	<p style="text-align: right;">雇児発第0328006号 平成17年3月28日</p> <p style="text-align: right;">[一部改正]平成18年4月3日雇児発第0403002号</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">ひきこもり等児童福祉対策事業の実施について</p> <p>子どもの福祉の向上については、かねてから特段の御配意を煩わしているところであるが、近年、子どもや家庭を取り巻く環境の変化により、ひきこもり・不登校(以下「ひきこもり等」という。)など、子どもの問題が複雑、深刻化していることにかんがみ、今般「ひきこもり等児童福祉対策事業実施要綱」を別紙のとおり定め、平成17年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p>

新	旧
<p>別紙 ひきこもり等児童福祉対策事業実施要綱</p> <p>第1 目的 略</p> <p>第2 実施主体 略</p> <p>第3 事業の種類及び内容 1 ふれあい心の友訪問援助・保護者交流事業 (1) 趣旨 ひきこもり等の子どもに対して、児童相談所の児童福祉司による指導の一環として、子どもの兄又は姉に相当する世代で子どもの福祉に理解と情熱を有する大学生等(以下「メンタル・フレンド」(ふれあい心の友)という。)を児童福祉司等の助言・指示のもとにその家庭に派遣し、当該子どもとのふれあいを通じて、子どもの福祉の向上を図るものとする。 <u>また、ひきこもり等の子どもをもつ保護者及びその家族(以下「保護者」という。)に対し、ひきこもり等の子どもをもった経験のある親等を招いた学習会や、同じ悩みを持った保護者を対象に交流会等を実施することにより、ひきこもり等の子どもに対応する力を身につけさせるとともに、子育てに対する不安を軽減し、家庭の養育機能の強化を図る。</u></p> <p>(2) 事業の内容及び実施方法 <u>実施主体は次の①および②の事業を選択して実施するものとする。</u> ① ふれあい心の友訪問援助事業 ア 登録・研修 (ア) 都道府県は、メンタル・フレンドとなることを希望する者を募集し、必要な審査を行い、研修を実施し、適当と認められる者を登録する。 (イ) 登録期間は、原則として1年間とする。 ただし、再登録は妨げない。 (ウ) 都道府県は、登録された者が本事業の趣旨に合致しないと認めるときは、必要な審査を行い、その登録を取り消すことができる。 (エ) 都道府県は、メンタル・フレンドの募集、審査、研修の実施、登録及び派遣について、社会福祉法人等の民間団体(以下「民間団体」という。)に委託をすることができる。なお、本事業を委託により実施する場合には、都道府県は、効果的に事業が実施できるよう、民間団体と十分な連携を図ること。</p>	<p>別紙 ひきこもり等児童福祉対策事業実施要綱</p> <p>第1 目的 略</p> <p>第2 実施主体 略</p> <p>第3 事業の種類及び内容 1 ふれあい心の友訪問援助事業 (1) 趣旨 ひきこもり等の子どもに対して、児童相談所の児童福祉司による指導の一環として、子どもの兄又は姉に相当する世代で子どもの福祉に理解と情熱を有する大学生等(以下「メンタル・フレンド」(ふれあい心の友)という。)を児童福祉司等の助言・指示のもとにその家庭に派遣し、当該子どもとのふれあいを通じて、子どもの福祉の向上を図るものとする。</p> <p>(2) 対象となる子ども 児童相談所及び家庭児童相談室等で相談に応じたひきこもり等の子どもであって、この事業の対象として都道府県が認めたものとする。</p> <p>(3) 事業の内容及び実施方法 ① 登録・研修 ア 都道府県は、メンタル・フレンドとなることを希望する者を募集し、必要な審査を行い、研修を実施し、適当と認められる者を登録する。 イ 登録期間は、原則として1年間とする。 ただし、再登録は妨げない。 ウ 都道府県は、登録された者が本事業の趣旨に合致しないと認めるときは、必要な審査を行い、その登録を取り消すことができる。 エ 都道府県は、メンタル・フレンドの募集、審査、研修の実施、登録及び派遣について、社会福祉法人等の民間団体(以下「民間団体」という。)に委託をすることができる。なお、本事業を委託により実施する場合には、都道府県は、効果的に事業が実施できるよう、民間団体と十分な連携を図ること。</p>

新

イ 実施方法

(ア) 都道府県は、対象となる子どもに対し、登録されたメンタル・フレンドの中から適当な者を選定し、児童福祉法第27条第1項第二号の規定に基づく児童福祉司による指導等児童相談所における相談援助活動の一環としてその家庭に派遣する。

(イ) 都道府県は、当該メンタル・フレンドに対し、児童福祉司等の中から又はコーディネーターを配置して指導担当者と定め、援助方針、訪問回数等必要な指導を行う。

なお、コーディネーターを配置する場合は、元児童相談所職員やひきこもり等の子どもをもっていた親等、ひきこもり等に関し、十分な知識等を有する者とする。

(ウ) 本事業を委託により実施する場合においても、児童福祉司による指導の一環として行われることから、都道府県は、児童福祉司等の中から又はコーディネーターを配置して指導担当者を定め、派遣されるメンタル・フレンドに対し、直接、又は、民間団体を通じ、援助方針、訪問回数等必要な指導を行うこと。

(エ) 民間団体は、毎年度、事業開始までに、翌年度の実施体制などを記載した実施計画書を都道府県に提出すること。

(オ) 民間団体は、事業完了後、都道府県の指定する期日までに、都道府県に対し、事業の実施状況報告書を提出すること。

ウ メンタル・フレンドの業務

(ア) メンタル・フレンドは、子どもの良き理解者として子どもに接し、子どもの自主性、社会性等の伸長を援助する。

(イ) メンタル・フレンドは、担当の子どもの状況について定期的に指導担当者に報告し、都道府県が開催する事例検討会に努めて出席しなければならない。また、本事業を委託により実施する場合には、民間団体は、当該メンタル・フレンドが担当する子どもの状況について、定期的に指導担当者に報告し、都道府県が開催する事例検討会に、当該メンタル・フレンドを努めて出席させなければならない。

(ウ) メンタル・フレンドは、訪問活動等により知り得た子どもや家庭に関する秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。また、都道府県から委託を受けた民間団体においても同様に、本事業に関連して知り得た子どもや家庭に関する秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。

(エ) 指導・監督

都道府県は、子どもを担当しているメンタル・フレンドに対して適宜報告を求め、必要な指導を行い、また、指導に関する事例検討会を随時開催する等指導・監督を行う。

エ メンタル・フレンドに対する手当

都道府県は、メンタル・フレンドにその訪問活動に対して手当を支給する。なお、本事業を委託により実施する場合には、民間団体を通じて、メンタル・フレンドに対する手当を支給することができるが、あらかじめ、当該手当の額について、民間団体は、都道府県の承認をとらなければならない。また、都道府県は、毎年度の実施状況報告の際に、メンタル・フレ

旧

② 実施方法

ア 都道府県は、対象となる子どもに対し、登録されたメンタル・フレンドの中から適当な者を選定し、児童福祉法第27条第1項第二号の規定に基づく児童福祉司による指導等児童相談所における相談援助活動の一環としてその家庭に派遣する。

イ 都道府県は、当該メンタル・フレンドに対し、児童福祉司等の中から指導担当者を定め、援助方針、訪問回数等必要な指導を行う。

ウ 本事業を委託により実施する場合においても、児童福祉司による指導の一環として行われることから、都道府県は、児童福祉司等の中から指導担当者を定め、派遣されるメンタル・フレンドに対し、直接、又は、民間団体を通じ、援助方針、訪問回数等必要な指導を行うこと。

エ 民間団体は、毎年度、事業開始までに、翌年度の実施体制などを記載した実施計画書を都道府県に提出すること。

オ 民間団体は、事業完了後、都道府県の指定する期日までに、都道府県に対し、事業の実施状況報告書を提出すること。

③ メンタル・フレンドの業務

ア メンタル・フレンドは、子どもの良き理解者として子どもに接し、子どもの自主性、社会性等の伸長を援助する。

イ メンタル・フレンドは、担当の子どもの状況について定期的に指導担当者に報告し、都道府県が開催する事例検討会に努めて出席しなければならない。また、本事業を委託により実施する場合には、民間団体は、当該メンタル・フレンドが担当する子どもの状況について、定期的に指導担当者に報告し、都道府県が開催する事例検討会に、当該メンタル・フレンドを努めて出席させなければならない。

ウ メンタル・フレンドは、訪問活動等により知り得た子どもや家庭に関する秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。また、都道府県から委託を受けた民間団体においても同様に、本事業に関連して知り得た子どもや家庭に関する秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。

④ 指導・監督

都道府県は、子どもを担当しているメンタル・フレンドに対して適宜報告を求め、必要な指導を行い、また、指導に関する事例検討会を随時開催する等指導・監督を行う。

(4) メンタル・フレンドに対する手当

都道府県は、メンタル・フレンドにその訪問活動に対して手当を支給する。なお、本事業を委託により実施する場合には、民間団体を通じて、メンタル・フレンドに対する手当を支給することができるが、あらかじめ、当該手当の額について、民間団体は、都道府県の承認をとらなければならない。また、都道府県は、毎年度の実施状況報告の際に、メンタル・フレ

新	旧
<p>ンドが手当を受領したことが確認できるよう受領証の写し等を提出させ、手当の支払状況を確認すること。</p> <p>オ 対象となる子ども <u>児童相談所及び家庭児童相談室等で相談に応じたひきこもり等の子どもであって、この事業の対象として都道府県が認めたものとする。</u></p> <p>② 保護者交流事業 ア 事業内容及び実施方法 (ア) 実施機関 i <u>この事業は、都道府県が自ら実施する他、民間団体への委託により実施することが出来る。</u> ii <u>この事業を委託により実施する場合には、都道府県は、事業実施のための場所の提供及び学習会の講師の派遣等に関し、事業が円滑に実施できるよう協力するとともに、必要に応じて、保護者が関係機関のサービスを利用できるよう援助すること。</u> (イ) 事業内容 実施機関は、以下の事業を実施すること。i および ii の事業は必ず実施すること。 i <u>ひきこもり等の子どもを持った経験のある親や有識者を招いて実施する学習会</u> ii <u>同じ悩みをもった保護者同士が参加して実施する交流会</u> iii <u>ひきこもり等に関する情報等を収集し、保護者へ提供すること</u> iv <u>その他、ひきこもり等の子どもをもつ保護者を支援するための事業を必要に応じ実施すること。</u> (ウ) 実施方法 i <u>事業の企画、実施及び関係機関との連絡調整等の中心となり実施するコーディネーターを配置すること。</u> ii <u>あらかじめ事業への参加者を募集・登録し、名簿を作成すること。</u> iii <u>参加者の募集にあたっては、都道府県の広報誌等を活用するなど、積極的な広報等に努めること。</u> iv <u>本事業は、児童相談所、公民館の会議室等を活用すること。</u> v <u>民間団体は、毎年度、事業開始までに、翌年度の実施体制などを記載した実施計画書を都道府県に提出すること。</u> vi <u>民間団体は、事業完了後、都道府県の指定する期日までに、都道府県に対し、事業の実施状況報告書を提出すること。</u> (エ) 留意事項 i <u>関係機関からの支援を受けることができるよう、児童相談所はもとより、学校及び保健所等関係機関との密接な連携を図り、実施すること。</u> ii <u>実施機関は、この事業により知り得た子どもや家族に関する秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。</u> iii <u>本事業の実施にあたっては、保護者が自主性をもって取り組めるよう十分に配慮すること。</u></p>	<p>ンドが手当を受領したことが確認できるよう受領証の写し等を提出させ、手当の支払状況を確認すること。</p>

新	旧
<p>イ 費用 研修会等を実施する場合にかかる飲食物費等の実費は、保護者の負担とすること。</p> <p>ウ 対象となる保護者 事業への参加を希望する保護者で、この事業の対象として実施機関が認めたものとする。</p> <p>2 ひきこもり等児童宿泊等指導事業 (略)</p> <p>(削除)</p>	<p>2 ひきこもり等児童宿泊等指導事業 (略)</p> <p>3 ひきこもり等保護者交流事業</p> <p>(1) 趣旨 ひきこもり等の子どもをもつ保護者及びその家族（以下「保護者」という。）に対し、ひきこもり等の子どもをもった経験のある親等を招いた学習会や、同じ悩みを持った保護者を対象に交流会等を実施することにより、ひきこもり等の子どもに対応する力を身につけさせるとともに、子育てに対する不安を軽減し、家庭の養育機能の強化を図る。</p> <p>(2) 対象となる保護者 事業への参加を希望する保護者で、この事業の対象として実施機関が認めたものとする。</p> <p>(3) 事業内容及び実施方法</p> <p>① 実施機関</p> <p>ア この事業は、都道府県が自ら実施する他、民間団体への委託により実施することが出来る。</p> <p>イ この事業を委託により実施する場合には、都道府県は、事業実施のための場所の提供及び学習会の講師の派遣等に関し、事業が円滑に実施できるよう協力するとともに、必要に応じて、保護者が関係機関のサービスを利用できるよう援助すること。</p> <p>② 事業内容 実施機関は、以下の事業を全て実施すること。</p> <p>ア ひきこもり等の子どもを持った経験のある親や有識者を招いて実施する学習会</p> <p>イ 同じ悩みをもった保護者同士が参加して実施する交流会</p> <p>ウ ひきこもり等に関する情報等を収集し、保護者へ提供すること</p> <p>エ その他、ひきこもり等の子どもをもつ保護者を支援するための事業を必要に応じ実施すること。</p>

新	旧
<p>3 ひきこもり等児童福祉教育連絡会議 (略)</p> <p>第4 国の助成 (略)</p>	<p>③ 実施方法</p> <p>ア 事業の企画、実施及び関係機関との連絡調整等の中心となり実施するコーディネーター（以下「ひきこもり等保護者支援員」という。）を配置すること。なお、このひきこもり等保護者支援員は、元児童相談所職員やひきこもり等の子どもをもっていた親等、ひきこもり等に関し、十分な知識等を有する者とする。</p> <p>イ あらかじめ事業への参加者を募集・登録し、名簿を作成すること。</p> <p>ウ 参加者の募集にあたっては、都道府県の広報誌等を活用するなど、積極的な広報等に努めること。</p> <p>エ 本事業は、児童相談所、公民館の会議室等を活用すること。</p> <p>オ 民間団体は、毎年度、事業開始までに、翌年度の実施体制などを記載した実施計画書を都道府県に提出すること。</p> <p>カ 民間団体は、事業完了後、都道府県の指定する期日までに、都道府県に対し、事業の実施状況報告書を提出すること。</p> <p>④ 留意事項</p> <p>ア 関係機関からの支援を受けることができるよう、児童相談所はもとより、学校及び保健所等関係機関との密接な連携を図り、実施すること。</p> <p>イ 実施機関は、この事業により知り得た子どもや家族に関する秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。</p> <p>ウ 本事業の実施にあたっては、保護者が自主性をもって取り組めるよう十分に配慮すること。</p> <p>(4) 費用</p> <p>研修会等を実施する場合にかかる飲食物費等の実費は、保護者の負担とすること。</p> <p>4 ひきこもり等児童福祉教育連絡会議 (略)</p> <p>第4 国の助成 (略)</p>

(資料9)

被措置児童等虐待の児童福祉法に基づく対応状況等に関する調査票(案)

1 記入者

調査項目	調査内容
都道府県(指定都市・児童相談所設置市)担当部署	所属課係名
	担当者氏名
	連絡先電話番号
	メールアドレス

2 対応のための体制整備等について

①被措置児童等虐待にかかる都道府県児童福祉審議会の運営方法	ア 児童福祉審議会での対応 イ 児童福祉法第27条第6項に規定する措置に関する事項について審議する部会での対応 ウ 被措置児童等虐待対応専門部会での対応 エ ア、イに被措置児童等虐待対応専門の機動性のある実動チームを設置し対応 オ その他() [運営に関する要綱、組織図、委員名簿について資料があれば添付]
②都道府県児童福祉審議会の夜間対応の体制	[記述] [資料があれば添付]
③都道府県児童福祉審議会の開催回数	回
④都道府県独自の被措置児童等虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	有・無 [資料があれば添付]
⑤都道府県職員(児童相談所職員)への被措置児童等虐待防止に関する研修の実施	有・無 [研修要綱及び研修案内等があれば添付]
⑥住民への制度及び窓口についての周知 未実施の場合、その理由	有・無 [周知に関する成果物等があれば添付]
⑦施設・里親等に被措置児童等虐待についての周知	有・無
⑧「子どもの権利ノート」や「大切なお知らせ」等の活用	有・無
⑨休日・夜間における被措置児童等を対象とした電話相談の実	有・無
⑩施設・里親等への指導監査の充実	有・無
⑪その他:都道府県等で被措置児童等虐待に関し、独自に工夫をしている点(自由記載)	

3-1 被措置児童等虐待の内容について (全体)

①届出・通告受理件数 単位:件	総 数	件
②届出・通告者(複数回答可) 単位:人	児童本人による届出	人
	児童本人以外の被措置児童からの通告	人
	家族	人
	親戚	人
	当該施設・事業所等職員、受託里親	人
	当該施設・事業所等元職員、元受託里親	人
	児童家庭支援センター	人
	教育委員会	人
	学校	人
	幼稚園	人
	保育所	人
	市町村	人
	児童委員	人
	近隣・知人	人
	医療機関	人
	保健機関	人
その他	人	
不明(匿名を含む)	人	
③届出先別件数 単位:件	児童相談所	件
	都道府県(担当部署)	件
	都道府県児童福祉審議会	件
	合計	件
④通告先別件数 単位:件	都道府県の設置する福祉事務所	件
	児童相談所	件
	都道府県(担当部署)	件
	都道府県児童福祉審議会	件
	市町村	件
	合計	件
⑤事実確認調査状況(事実確認を行った事例) 単位:件	虐待の事実が認められた事例	件
	虐待の事実が認められなかった事例	件
	虐待の事実の判断に至らなかった事例	件
	合計	件
⑥事実確認調査状況(事実確認を行っていない事例) 単位:件	届出・通告を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	件
	後日、事実確認調査を予定している。又は事実確認の要否を検討中の事例	件
	その他の事例	件
	合計	件

⑦事実確認調査の対象となった施設、里親家庭等の種別	区分	施設等の種別	
単位:件	里親等	里親家庭(養育里親(専門里親を除く))	件
		里親家庭(専門里親)	件
		里親家庭(養子縁組によって養親となることを希望する里親)	件
		里親家庭(親族里親)	件
		小規模住居型児童養育事業	件
		小計	件
	社会的養護関係施設	乳児院	件
		児童養護施設	件
		情緒障害児短期治療施設	件
		児童自立支援施設	件
		小計	件
	障害児施設等	知的障害児施設	件
		自閉症児施設	件
		盲児施設	件
		ろうあ児施設	件
		肢体不自由児施設	件
肢体不自由児療護施設		件	
重症心身障害児施設		件	
知的障害児通園施設		件	
肢体不自由児通園施設		件	
難聴幼児通園施設		件	
指定医療機関		件	
小計		件	
一時保護施設等	児童相談所一時保護所	件	
	一時保護委託先()	件	
	小計	件	
合計		件	
その他	母子生活支援施設	件	
	自立援助ホーム	件	
	合計	件	

⑧虐待が確認された施設等の種別	区分	施設等の種別	
単位:件	里親等	里親家庭(養育里親(専門里親を除く))	件
		里親家庭(専門里親)	件
		里親家庭(養子縁組によって養親となることを希望する里親)	件
		里親家庭(親族里親)	件
		小規模住居型児童養育事業	件
		小計	件
	社会的養護 関係施設	乳児院	件
		児童養護施設	件
		情緒障害児短期治療施設	件
		児童自立支援施設	件
		小計	件
	障害児施設等	知的障害児施設	件
		自閉症児施設	件
		盲児施設	件
		ろうあ児施設	件
		肢体不自由児施設	件
		肢体不自由児療護施設	件
		重症心身障害児施設	件
		知的障害児通園施設	件
		肢体不自由児通園施設	件
		難聴幼児通園施設	件
		指定医療機関	件
		小計	件
	一時保護施設等	児童相談所一時保護所	件
		一時保護委託先()	件
		小計	件
	合計		件
	その他	母子生活支援施設	件
		自立援助ホーム	件
		合計	件

3-2 被措置児童等虐待の内容について（施設等の種別別）

施設等の種別【

⑨-1虐待の種別・類型 (重複可) 単位:件	身体的虐待	件
	ネグレクト	件
	心理的虐待	件
	性的虐待	件
	合計	件
⑨-2虐待の種別・類型(主なものの一つ) 単位:件	身体的虐待	件
	ネグレクト	件
	心理的虐待	件
	性的虐待	件
	合計	件
⑩被虐待児童性別 単位:人	男	人
	女	人
	不明	人
	合計	人
⑪被虐待児童の年齢 単位:人	0歳	人
	1歳	人
	2歳	人
	3歳	人
	4歳	人
	5歳	人
	6歳	人
	7歳	人
	8歳	人
	9歳	人
	10歳	人
	11歳	人
	12歳	人
	13歳	人
	14歳	人
	15歳	人
	16歳	人
	17歳	人
	18歳以上	人
	不明	人
合計	人	

⑫被虐待児童の就学等の状況 単位:人	就園前	人
	保育所	人
	幼稚園	人
	小学校1~3年生	人
	小学校4~6年生	人
	中学校	人
	高等学校等	人
	特別支援学校(幼稚部)	人
	" (小学部)	人
	" (中学部)	人
	" (高等部)	人
	大学・短大等	人
	就労中	人
	無職	人
	不明	人
その他	人	
合計		人
⑬虐待を行った施設職員・里親等の年齢階級 単位:人	20歳未満	人
	20歳台	人
	30歳台	人
	40歳台	人
	50歳代	人
	60歳台	人
	70歳以上	人
	合計	
⑭虐待を行った施設職員・里親等の実務経験年数 単位:人	1年以上5年未満	人
	5年以上10年未満	人
	10年以上20年未満	人
	20年以上30年未満	人
	30年以上40年未満	人
	40年以上50年未満	人
	50年以上	人
合計		人

⑮虐待を行った施設職員・里親等の職名又は職種	区 分	職 種	人
単位:人	施設長・管理者	施設長	人
		小規模住居型児童養育事業の管理者	人
		児童自立生活援助事業の管理者	人
		小計	人
	指導職員	保育士	人
		児童指導員	人
		心理療法担当職員(心理職員)	人
		職業指導員	人
		児童自立支援専門員	人
		児童生活支援員	人
		児童自立生活援助事業の指導員	人
	小計	人	
	里親等	里親	人
		里親の同居人	人
		小規模住居型児童養育事業の養育者	人
		小規模住居型児童養育事業の養育補助者	人
		小計	人
	医療職員	医師(嘱託医含む)	人
		看護師(保健師・助産師)	人
		理学療法士	人
		作業療法士	人
		言語聴覚士	人
		小計	人
	調理職員	栄養士	人
		調理員	人
		小計	人
	その他	事務職員	人
		上記分類のいずれにも該当しない職種	人
		小計	人
	合計		人

⑩虐待が確認された施設・里親等に対して都道府県が行った対応(複数回答可)	ケース会議の実施	回
	被措置児童等虐待にかかる都道府県児童福祉審議会の開催回数(児童福祉審議会の中で審議した場合はその回数)	回
	都道府県知事から都道府県児童福祉審議会への報告回数	回
	都道府県児童福祉審議会から都道府県知事への意見陳述回数	回
	都道府県児童福祉審議会による調査回数	回
	児童福祉法第30条の2に基づく必要な指示又は報告徴収	回
	児童福祉法第34条の4第1項に基づく報告徴収・立入検査等	回
	児童福祉法第34条の5の基づく事業の制限又は停止命令	件
	児童福祉法第46条第1項に基づく報告聴取、立入検査等	回
	児童福祉法第46条第3項に基づく改善勧告	件
	児童福祉法第46条第3項に基づく改善命令	件
	児童福祉法第46条第4項に基づく事業停止命令	件
	一時保護の実施(虐待を受けた児童)	人
	一時保護の実施(同じ施設・里親等に措置されている児童)	人
	虐待を受けた児童に対する支援(心理療法)	人
	同じ施設等にいる他の被措置児童等に対する支援(心理療法)	人
	再発防止のための事後指導(改善状況の確認又は施設運営の改善のための指導等)	回
その他		
⑪都道府県の対応に対して当該施設・里親等が行った改善措置	施設・里親等からの都道府県への改善計画の提出	回
	その他	回

「被措置児童等虐待の児童福祉法に基づく対応状況等に関する調査票」 記入上の留意事項

本調査は、都道府県（指定都市、児童相談所設置市を含む。以下同じ。）における平成21年度の被措置児童等虐待の児童福祉法に基づく対応状況について把握するためのものです。

以下に記載する事項に留意して回答してください。

対象となる施設等の種別

- 児童福祉法による対象施設
里親、小規模住居型児童養育事業、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、知的障害児施設、自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児療護施設、重症心身障害児施設、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、難聴幼児通園施設、指定医療機関、児童相談所一時保護所、一時保護委託先
- 児童福祉法上は対象外だが実態を把握する施設
母子生活支援施設、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）

1 記入者

当該調査票の担当者について記入してください。

2 対応のための体制整備等について

貴都道府県における被措置児童等虐待に対応するための体制整備等について把握するための調査項目です。

① 被措置児童等虐待にかかる都道府県児童福祉審議会の運営方法

被措置児童等虐待に対応するための都道府県児童福祉審議会の体制について該当する選択肢を記入して下さい。運営に関する要綱、組織図、委員名簿についてあれば資料を添付して下さい。

② 都道府県児童福祉審議会の夜間対応の体制

被措置児童等虐待の届出・通告が夜間・休日にあった場合の体制と、その連絡先の周知の方法等について具体的に記述して下さい。資料があれば添付して下さい。

③ 都道府県児童福祉審議会の開催回数

平成21年4月1日～平成22年3月31日の期間に、被措置児童等虐待に関する通告・届出の受理、事実確認や保護等の措置を採った際の報告等、被措置児童等虐待に対応するために都道府県児童福祉審議会又はその部会等を開催した回数を記入して下さい。

④ 都道府県独自の被措置児童等虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成

都道府県独自の被措置児童等虐待対応マニュアル等があれば、有に○を付けて資料を添付して下さい

- ⑤ **都道府県職員（児童相談所職員）への被措置児童等虐待防止に関する研修の実施**
児童相談所職員など関係者への被措置児童等虐待に関する研修を実施していれば、有に○を付けて研修要綱及び研修案内等を添付して下さい。
- ⑥ **住民への制度及び窓口についての周知 未実施の場合、その理由**
発見者に通告義務があることや通告受理機関の機関名や連絡先を周知している場合は有に○を付けて、周知に関する広報紙などの成果物等があれば添付して下さい。
周知をしていない場合はその理由を記載して下さい。
- ⑦ **施設・里親等に被措置児童等虐待についての周知**
研修や通知などの方法で、施設や里親等に被措置児童等虐待の制度の趣旨、仕組み等を周知している場合は有に○を付けて下さい。
- ⑧ **「子どもの権利ノート」や「大切なお知らせ」等の活用**
子どもの意見をくみ上げる仕組みとして、都道府県において「子どもの権利ノート」や子どもの権利についての学習会の開催、「子どもの自治会」等の開催、「意見箱」の設置などについて、取り組んでいる場合は有に○を付けて下さい。
- ⑨ **休日・夜間における被措置児童等を対象とした電話相談の実施**
休日・夜間においても対応できる電話相談窓口を設けている場合は有に○を付けて下さい。
- ⑩ **施設・里親等への指導監査の充実**
都道府県が施設や里親等に対して行う指導監査について、児童福祉法第46条の規定に基づく権限を適切に行使しながら、充実を図っている場合は有に○を付けて下さい。
- ⑪ **その他：都道府県等で被措置児童等虐待に関し、独自に工夫をしている点（自由記載）**

3-1 被措置児童等虐待の内容について（全体）

被措置児童等虐待（虐待を受けていると思われる場合も含む）についての対応状況等を把握するための調査項目です。

本調査における届出・通告受理件数（①）及び届出・通告者（②）は、平成21年4月1日～平成22年3月31日の期間に貴都道府県で新たに届出又は通告として受理した事例についてカウントしてください。

届出・通告を受理後の事実確認調査に関する設問（⑤、⑥、⑦）及び虐待が確認された場合に関する設問（⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮）についても、平成21年4月1日～平成22年3月31日の期間を対象としますが、例えば、平成21年4月1日以前に届出・通告を受理した事例のうち、事実確認調査が平成21年4月1日～

平成22年3月31日の期間に行われた事例がある場合は、⑤～⑯の設問に対し該当のところへカウントしてください。(この場合、①～④にはカウントしないようご注意ください)

① 届出・通告受理件数

- i 平成21年3月31日までに一旦対応がほぼ終了したものの、平成21年4月1日～平成22年3月31日の期間に再度、届出・通告があり対応した事例は、新たに受理した事例としてカウントしてください。
- ii 同一人物から複数回の届出・通告があった事例、複数の者から届出・通告があった事例及び被措置児童等虐待を受けている又は受けていると思われる児童(以下「被虐待児童」という。)が複数又は被措置児童等虐待を行った又は行ったと思われる施設職員・里親等(以下「虐待を行った職員等」という。)が複数であった事例において、明らかに同一の施設・里親家庭等で発生していた同一とみなされる事例は「1件」としてカウントしてください。

② 届出・通告者(複数回答可)

①において「1件」とカウントした届出・通告対応事例であっても、複数の者から届出・通告があった場合は、それぞれ該当するすべての項目に人数をカウントしてください。ただし、同一又は明らかに同一と思われる届出・通告者から同一事例に対して複数回の届出・通告があった事例については、「1人」としてカウントしてください。

③ 届出先別件数

①にカウントした受理件数のうち、被措置児童等からの届出件数について、届け出受理機関別にカウントしてください。

④ 通告先別件数

①にカウントした受理件数のうち、被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者からの通告件数について、通告受理機関別にカウントしてください。

⑤ 事実確認調査状況(事実確認を行った事例)

都道府県が事実確認調査を行った場合に、事実確認状況を把握するための設問です。選択肢から最も適当と思われる該当項目を1つだけ選びカウントしてください。

「虐待の事実の判断に至らなかった事例」は、例えば、虐待と思われるが、施設や里親家庭等の協力が得られないなどの理由により、現在までの調査では事実確認ができていない事例などをカウントしてください。

⑥ 事実確認調査状況(事実確認を行っていない事例)

選択肢から最も適当と思われる該当項目を1つ選びカウントしてください。

「その他の事例」は、他のいずれの項目にも該当しない事例をカウントしてください。

⑦ 事実確認調査の対象となった施設・里親家庭等の種別

⑤の「事実確認を行った事例」で対象となった事例について、施設種別・里親家庭等の別を集計し、カウントしてください。

同一施設・里親家庭等において同一の事例を対象に事実確認調査を2回以上行った場合は、「1件」とカウントしてください。

なお、「里親等」、「社会的養護関係施設等」、「障害児施設等」及び「一時保護施設等」を集計した「合計」は、⑤の「合計」の件数と一致することを確認してください。

⑧ 虐待が確認された施設等の種別

⑤中の「虐待の事実が認められた事例」を対象とし、施設種別・里親家庭等の別を集計し、カウントしてください。

同一施設・里親家庭等において同一の事例を対象に事実確認調査を2回以上行った場合は、「1件」とカウントしてください。

なお、「里親等」、「社会的養護関係施設等」、「障害児施設等」及び「一時保護施設等」を集計した「合計」は、⑤中の「虐待の事実が認められた事例」の件数と一致することを確認してください。

3-2 被措置児童等虐待の内容について（施設等の種別別）

3-2については、施設等の種別毎に別々に表を作成して集計をお願いします。

3-1の⑧において虐待が確認された施設等の種別の名を、表の上段の【 】内に記入して、集計して下さい。

⑨-1 虐待の種別・類型（重複可）

⑤中の「虐待の事実が認められた事例」を対象とし、それぞれの種別・類型に該当する項目すべてにカウント（重複可）してください。

被虐待児童が複数又は虐待を行った職員等が複数であった場合であっても、明らかに同一施設・里親家庭等で発生していた、同一とみなされる事例は、被虐待児童及び虐待を行った職員等の人数にかかわらず1事例としてカウントしてください。

⑨-2 虐待の種別・類型（主なもの一つ）

⑤中の「虐待の事実が認められた事例」を対象とし、最も該当する項目一つにカウントしてください。

被虐待児童が複数又は虐待を行った職員等が複数であった場合であっても、明らかに同一施設・里親家庭等で発生していた、同一とみなされる事例は、被虐待児童及び虐待を行った職員等の人数にかかわらず「1件」としてカウントしてください。

【⑩～⑫】

i ⑤中の「虐待の事実が認められた事例」を対象とし、被虐待児童の状況について把握するための設問です。

原則として、事実確認時点の情報に基づきカウントすることとしますが、事実確認後から何らかの対応を行うまでの支援の過程で、新たに判明したこと、事実確認時点の情報に追加・修正があった場合には、それらを反映させてカウントしてください。

ii ⑩～⑫については、⑤中の「虐待の事実が認められた事例」において「1件」

とカウントした事例であっても、複数の児童が虐待を受けていた場合は、それぞれ該当するすべての項目に人数をカウントしてください。したがって、⑩～⑫の数値は、⑤中の「虐待の事実が認められた事例」の数値を上回る場合があります。

⑫ 被虐待児童の就学等の状況

被虐待児童の就学等の状況について、カウントしてください。

1人の児童について該当する項目の全てにカウント（重複可）して下さい。

「高等学校等」には高等専門学校及び専修学校の高等課程を含み、また「大学・短大等」には専修学校の専門課程を含みます。

【⑬～⑮】

i ⑤中の「虐待の事実が認められた事例」を対象とし、虐待を行った職員等の状況について把握するための設問です。

原則として、事実確認時点の情報に基づきカウントすることとしますが、事実確認後から何らかの対応を行うまでの支援の過程で、新たに判明したこと、事実確認時点の情報に追加・修正があった場合には、それらを反映させてカウントしてください。

ii ⑬～⑮については、⑤中の「虐待の事実が認められた事例」において「1件」とカウントした事例であっても、複数の施設職員・里親等による虐待の事実が認められた場合は、それぞれ該当するすべての項目に人数をカウントしてください。したがって、⑬～⑮の数値は、⑤中の「虐待の事実が認められた事例」の数値を上回る場合があります。

⑭ 虐待を行った施設職員・里親等の実務経験年数

虐待を行った職員等の実務経験年数の状況についてカウントして下さい。

実務経験年数は、職員・里親等1人毎に、⑦に掲げる施設・里親家庭等の種別において勤務した年数を合算して算出して下さい。

⑮ 虐待を行った施設職員・里親等の職名又は職種

虐待を行った職員等の職名・職種についてカウントして下さい。

職員等1人で複数の職名・職種が該当する場合は、発令・給与等を勘案して最も該当するものを1つカウントして下さい。

⑯ 虐待が確認された施設・里親等に対して都道府県が行った対応（複数回答可）

被措置児童等虐待への対応を把握するための設問です。⑤中の「虐待の事実が認められた事例」及び平成21年4月1日以前に届出・通告を受理し事実確認調査を行い、虐待の事実が認められた事例のうち、都道府県が行った対応が平成21年4月1日～平成22年3月31日の期間に行われた事例を対象とします。

該当する項目全てにカウント（重複可）して下さい。

⑰ 都道府県の対応に対して当該施設・里親等が行った改善措置

⑯にカウントされた都道府県が行った対応に対して、施設・里親等が行った改善措置の回数をカウントして下さい。

番号	都道府県名	施設名	H20年度	H21年度新規	H22年度新規予定	H23年度以降新規予定	導入形態
1	国立	武蔵野学院	☆				中:分教室
2	"	きぬ川学院	☆				中:分教室
3	北海道	北海道家庭学校		☆			(分枝)
4	"	向陽学院		☆			(小:分教室、中:分枝)
5	"	大沼学園		☆			(分枝)
6	青森県	子ども自立センターみらい	☆				分教室
7	岩手県	杜陵学園			☆		(小:分教室、中:分枝)
8	宮城県	さわらび学園	☆				分教室
9	秋田県	千秋学園	☆				分枝
10	山形県	朝日学園				★(未定)	
11	福島県	福島学園				★(未定)	
12	茨城県	茨城学園	☆				分教室
13	栃木県	那須学園	☆				小:分教室、中:分枝
14	群馬県	ぐんま学園	☆				分枝
15	埼玉県	埼玉学園	☆				小:分教室、中:分枝
16	千葉県	生実学校	☆				分教室
17	東京都	誠明学園	☆				本校
18	"	萩山実務学校	☆				中:分枝
19	神奈川県	おおいそ学園	☆				分枝
20	新潟県	新潟学園	☆				分枝
21	富山県	富山学園				★(未定)	
22	石川県	児童生活指導センター	☆				分枝
23	福井県	和敬学園				★(未定)	
24	山梨県	甲陽学園	☆				分枝
25	長野県	波田学院	☆				小:分教室、中:分枝
26	岐阜県	わかあゆ学園	☆				分枝
27	静岡県	三方原学園	☆				分枝
28	愛知県	愛知学園				★(未定)	
29	三重県	国児学園	☆				分枝
30	滋賀県	淡海学園	☆				分教室
31	京都府	淇陽学校				★(未定)	
32	大阪府	修徳学院				★(未定)	(本校又は分枝)
33	"	ライフサポートセンター	—	—	—	—	—
34	兵庫県	明石学園	☆				分教室
35	奈良県	精華学院				★(未定)	
36	和歌山県	仙溪学園	☆				小:分教室、中:分枝
37	鳥取県	喜多原学園	☆				小:分教室、中:分枝
38	島根県	わかたけ学園	☆				分枝
39	岡山県	成徳学校		☆			(小:分教室、中:本校)
40	広島県	広島学園				★(未定)	
41	山口県	育成学校	☆				小:分教室、中:分枝
42	徳島県	徳島学院	☆				小:分教室、中:分枝
43	香川県	斯道学園	☆				分教室
44	愛媛県	えひめ学園	☆				小:分教室、中:分枝
45	高知県	希望が丘学園	☆				分枝
46	福岡県	福岡学園	☆				分枝
47	佐賀県	虹の松原学園	☆				分枝
48	長崎県	開成学園	☆				分枝
49	熊本県	清水が丘学園				★(H23)	(小:分教室、中:分枝)
50	大分県	二豊学園				★(H23)	(小:分教室、中:分枝)
51	宮崎県	みやざき学園				★(未定)	(分枝又は分教室)
52	鹿児島県	若駒学園	☆				小:分教室、中:分枝
53	沖縄県	若夏学院	☆				小:分教室、中:分枝
54	横浜市	向陽学園				★(H23)	(分枝)
55	"	横浜家庭学園				★(H25)	
56	名古屋市	玉野川学園			☆		分教室
57	大阪市	阿武山学園				★(未定)	
58	神戸市	若葉学園	☆				分教室
合計			36	4	2	17	

※1「分枝」:小学校、中学校ともに分枝。

※2「分教室」:小学校、中学校ともに分教室。

(資料11)

平成22年度 国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所 研修日程(案)

研修共通テーマ <健やかな育ちを保障するために>

平成21年度の改正児童福祉法の施行等を踏まえ、社会的養護を必要とする子どもたちの健やかな育ちを保障するために、以下の各種研修を実施します。

<児童自立支援施設新任職員研修>

武蔵野：武蔵野学院
きぬ川：きぬ川学院

研修種別	対象者	期間	スクーリング会場	募集人数
1 新任施設長研修 新任施設長として児童自立支援施設運営上必要と思われる内容を学び、今後の方向性を考える研修	H21.4月以降に着任した施設長	前期H22.5.10~5.12 後期H22.10.18~10.20 (各3日間) 前後期2回とも必修	前期 武蔵野 後期 きぬ川	20名
2 新任職員研修 (1)短期コース 初めて児童自立支援事業に従事する職員に対しての基礎的研修	児童自立支援専門員・児童生活支援員職経験が3年未満である者	全3ヶ月間うちスクーリング ①H22.6.7~6.11 ②H22.6.21~6.25 ③H22.10.25~10.29 ④H22.11.15~11.19 全3ヶ月間 うち実習期間(3週間) 8月下旬~9月上旬 又は調整の上決定	きぬ川	各回 15名
(2)実習コース 児童自立支援施設の機能を実習を通してより深く理解し、具体的な支援の方法を学ぶ基礎的研修			武蔵野 きぬ川	10名 程度

<児童自立支援施設・児童相談所共通研修>

研修種別	対象者	期間	スクーリング会場	募集人数
8 思春期対応関係機関職員研修	思春期対応関係機関職員	H23.2.28~3.2 (3日間)	武蔵野	30名

<児童相談所職員研修>

9 児童相談所一時保護所指導者研修	児童福祉領域での経験が3年以上で、一時保護所において指導的立場にある者	①H23.1.12~1.14 ②H23.2.2~2.4 (3日間)	武蔵野	各回 30名
10 里親対応関係機関職員研修	児童相談所等里親対応担当職員等	H22.7.26~7.28 (3日間)	武蔵野	30名

<児童自立支援施設専門研修>

4 スーパーバイザー研修 自立支援機能を統括していくために必要なマネジメント・スーパービジョン、今後の児童自立支援施設の機能充実を考え深める研修	スーパーバイザー又は指導的立場にある者(※)	全3ヶ月間 うちスクーリング期間 H22.8.30~9.3 (5日間)	きぬ川	20名
5 中堅職員研修 専門性をより向上させるための高度な知識と技術を学ぶステップアップ研修	児童自立支援専門員・児童生活支援員職経験が5年以上である者(※)	全4ヶ月間 うちスクーリング期間 H22.5.31~6.4 (5日間)	武蔵野	30名
6 児童自立支援専門員・児童生活支援員研修 児童自立支援施設職員としての専門性をより高めるための研修	児童自立支援専門員・児童生活支援員職経験が5年未満である者(※)	全4ヶ月間 うちスクーリング期間 H22.7.5~7.9 (5日間)	武蔵野	30名
7 テーマ別研修 多様化する児童自立支援施設入所児童のニーズに対応するために必要な専門性を高める研修	児童自立支援施設に関わっている職員等	全4ヶ月間 うちスクーリング期間 H22.8.4~8.6 (3日間)	きぬ川	20名

<全国研修指導者養成研修>

研修種別	対象者	期間	スクーリング会場	募集人数
Aコース 子どもの権利擁護と日々の養育	都道府県知事(指定都市又は児童相談所設置市)又は市長が推薦する者	H22.11.17~11.19 (3日間)	武蔵野	各回 30名
Bコース 子どもの発達とアセスメント		H22.10.4~10.6 (3日間)		
Cコース 家族支援とソーシャルワーク		H22.10.27~10.29 (3日間)		
Dコース チームアプローチとスーパーバイズ		H22.9.8~9.10 (3日間)		
Eコース 子どもの精神的・行動的な問題の理解とその対応		H21.12.8~12.10 (3日間)		

(※ 児童福祉領域の経験を含める等、所属長の推薦がある場合にはこれに限らない)

問い合わせ先

国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所 TEL048-878-1260(代)

(資料12)

平成20年度情緒障害児短期治療施設の
施設数、定員、在所者数、入所率(都道府県・指定都市別)

		施設数	定員数	在所者数	入所率
	全 国	32	1,509	1,085	71.9
1	北海道	1	50	25	50.0
2	青森県	-	-	-	-
3	岩手県	1	50	44	88.0
4	宮城県	-	-	7	-
5	秋田県	-	-	-	-
6	山形県	-	-	-	-
7	福島県	-	-	-	-
8	茨城県	1	40	27	67.5
9	栃木県	-	-	3	-
10	群馬県	1	38	17	44.7
11	埼玉県	1	50	25	-
12	千葉県	-	-	-	-
13	東京都	-	-	-	-
14	神奈川県	-	-	8	-
15	新潟県	-	-	-	-
16	富山県	-	-	-	-
17	石川県	-	-	-	-
18	福井県	-	-	-	-
19	山梨県	-	-	-	-
20	長野県	1	50	15	30.0
21	岐阜県	1	48	34	70.8
22	静岡県	1	50	27	54.0
23	愛知県	2	85	69	81.2
24	三重県	-	-	-	-
25	滋賀県	1	50	38	76.0
26	京都府	1	30	27	90.0
27	大阪府	3	154	120	77.9
28	兵庫県	1	50	47	94.0
29	奈良県	-	-	-	-
30	和歌山県	-	-	-	-
31	鳥取県	1	45	31	68.9
32	島根県	-	-	-	-
33	岡山県	1	50	17	34.0
34	広島県	-	-	16	-
35	山口県	1	50	43	86.0
36	徳島県	-	-	1	-
37	香川県	1	30	13	43.3
38	愛媛県	-	-	6	-
39	高知県	1	30	15	50.0
40	福岡県	1	50	31	62.0
41	佐賀県	-	-	2	-
42	長崎県	1	55	21	38.2
43	熊本県	1	50	25	50.0
44	大分県	-	-	6	-
45	宮崎県	-	-	-	-
46	鹿児島県	1	50	43	86.0
47	沖縄県	-	-	-	-
48	札幌市	-	-	16	-
49	仙台市	1	50	15	30.0
50	さいたま市	-	-	3	-
51	千葉市	-	-	-	-
52	横浜市	1	71	37	52.1
53	川崎市	-	-	3	-
54	新潟市	-	-	-	-
55	静岡市	-	-	9	-
56	浜松市	-	-	11	-
57	名古屋市	1	50	29	58.0
58	京都市	1	50	20	40.0
59	大阪市	2	90	77	85.6
60	堺市	-	-	7	-
61	神戸市	-	-	6	-
62	広島市	1	43	20	46.5
63	北九州市	-	-	9	-
64	福岡市	-	-	20	-
65	横須賀市	-	-	-	-
66	金沢市	-	-	-	-

資料:平成20年福祉行政報告例[平成21年3月31日現在]

(資料13)

家庭福祉課指導係 平成22年度年間スケジュール

調査の内容		1 家庭福祉関係事業等調査	2 養子縁組あつせん調査	3 児童福祉施設現況調査	4 被措置児童等虐待調査	5 課長会議資料用調査
4月	上旬					
	中旬					
	下旬	調査依頼(事務連絡)			未定	
5月	上旬					
	中旬					
	下旬	回答〆切				
6月	上旬					
	中旬	集計終了	調査依頼(事務連絡)			
	下旬					
7月	上旬					
	中旬		回答〆切			
	下旬			調査依頼(事務連絡)		
8月	上旬		集計終了			
	中旬					
	下旬			回答〆切		
9月	上旬					
	中旬			集計終了		
	下旬					
10月	上旬					
	中旬					
	下旬					
11月	上旬					
	中旬					
	下旬					
12月	上旬					
	中旬					調査事項確定
	下旬					
1月	上旬					調査依頼(事務連絡)
	中旬					
	下旬					
2月	上旬					〆切・集計・確定
	中旬					課長資料作成
	下旬					
3月	上旬					
	中旬					
	下旬					